

二十万を贈つても、二十八万の利益と云う
るにふります

其の他私はブローカーをやつて居りましたの
で、将来の私の周行為に付ての便宜と云
ふる事を考へ、将来得可なるあらゆる利益は
高く詳細して居りました。

池田長助

各録所して読研せむ處読するにこと申さる
手紙抄り

美田

於ち忠市あつた事

杉妻の程事... 百克

杉妻の事... 友 幸 日 井 一 次

乙、一

右は簿記の事

昭和二十五年二月一日

浦和地方検察廳

松本重治

子

浦和地方檢察廳



Table with multiple vertical columns and no text entries.

19

以字人

とん

87

供述調書

住居

職業

氏名 星野正治

右の者昭和二十四年

一月三日

日

大連市 警察廳に於て

於て 風間克敏に對し任意左の通り供述した

一 古谷多津夫のる柄に付て申上げます。

古谷多津夫とて満洲に赴任し、その在りし

辛酉年十月七日あります。

當時の職務は、我々二課に在り

り、まゝに古谷多津夫を監視して居り

まゝに在り

三月十日に於ては、捕縛あり

さ

ふ

ふ

ま... 二... 書... 課... 古... 十... 向...
書の... 課の... 古... 十... 向...
... 課... 古... 十... 向...
... 課... 古... 十... 向...

... 課... 古... 十... 向...
... 課... 古... 十... 向...
... 課... 古... 十... 向...
... 課... 古... 十... 向...

... 課... 古... 十... 向...
... 課... 古... 十... 向...
... 課... 古... 十... 向...
... 課... 古... 十... 向...

... 課... 古... 十... 向...
... 課... 古... 十... 向...
... 課... 古... 十... 向...
... 課... 古... 十... 向...

... 課... 古... 十... 向...
... 課... 古... 十... 向...
... 課... 古... 十... 向...
... 課... 古... 十... 向...



浦和地方檢察廳

おあつた様におありませう。

おはよう

星の海に流

お難儀さん、流おあせさるゝ流つ廿の吉半三つ

星の海に流

おあつた様におありませう。

お難儀さん、流おあせさるゝ

お難儀さん、流おあせさるゝ

風お

おあつた様

お難儀さん、流おあせさるゝ

おあつた様

おあつた様

おはよう

おあつた様におありませう。

お難儀さん、流おあせさるゝ

20

二訂二
三訂二

二訂二

中田回供述調書

本籍

住所

職業

氏名

古谷 多津夫

當

歳

右の者に對する

收賄

被疑事件につき昭和二十五年

一月三十日火事市地事審檢察廳に於て檢問同克母兄はあらかじめ供述を拒むことが出来る旨を告げて取調べたところ被疑者は任意左の通り供述した

り供述した

一昨年十月頃池田が墓場まで調マシられたと云ふ事を知り及前月初頃石川の事件に突として松が石川から復讐志を受けたと云ふ事を新聞の書き立てられたのを遠からず松の身辺にも復讐が及ぶものと思し、松が池田

割

折

からせ買入屋に付て解表紙心文を繕ほうと考へて居
りませ。

一月十五日有差の松の衆に手取り多めで、七喜美は六
日友かたのむすか、困うて居るゆゑを打明けて、二十四日
三月六日の松か有差の現金式万圓を貸與し多るゆ
ゝ一十世買入、借用証を入れてせ買入ませ。

其の月松がソ海に居る時、面倒を見、内地に來て
からも苦境を救ふやうな事のある村中の内
堀の地にゆきまゝ、やほり困るるゆゑを生かす。昨
年五月二十日現金式万圓

北月十日現金式万圓

を貸與し多るゆゑ、内堀の名刺の裏面に借用
証を書きつけ買入ませ。

初めから作法的な
刺口同じ日です
ます
別のイテで記入してあり

二、姉うしと地田から世
しと「自分」としては使用してないと言ふ
おののけであります

有録を認めましたところ相違なきね申して署名し指印した
於火急市並に署名
浦和地方検察廳
同 向 寛 氏

檢察官 檢事

同 向 寛 氏

1月11日 1954

浦和地方法務局

春日井 一 氏

右は謄本である

昭和二十五年二月一日

浦和地方法務局

検察事務官

安部 三郎

21

加三子
三子
三子

第五回供述調書

本籍

住所

職業

氏名

古井 多津夫

當

歳

右の者に對する

收賄

被疑事件につき昭和二十四年

一月三十日東京市警署捜査課に於て檢査官川崎正一はあらかじめ供

述を拒むことが出来る旨を告げて取調べたところ被疑者は任意左の通

り供述した

一 フロウの事について申上ります

フロウ生地の摘査の時は私が摘査したものでござ

る。その後の調事も大體調をたがひて居ります

大體調をたがひて居ります。フロウ生地は調をたがひ

果、不保所有物等、で無いのが保管解除をするところ、報告の係長である所にあります。重昭幹会議に懸けられた結果、保管解除の決定となり
ました。

保管解除の通知は火曜から所有者の池田と、保管者の方とを思っています。

地か七月二十六日の頃、東京の公団が其のフロアを引取りましたと云ふ事を池田に聞きました。大塚に報らせました。大塚が東京に於て、調査を
行きて、其の後、大塚と面談し、公団に行き、公団が保管解除になる居た、フロアを引取り、引取り
て、アットと云ふ事も造りませんでした。

併し、此の時、東京の方で引取る場所を織布

手摺

行田工場保潔のフワラ生地以外に付て、数量の喰
道があるので半続を公費にする為に入用申
火種訓を友が保潔費の檣の処に折る、此中
書をとて参ります。

續て八月二十日松と大種二人で池田の家に行き其
処に檣を呼んでもう一交へ長光の顛末書を松
から取つたウであります。

此の時大種単独では世々く松も折る、且直接
松の工場に行つて顛末書を書かせれば、是れにも
孫は、池田の家で松を呼んで、取らざるは、松
が委託を受け、池田から風呂、飲食費を提供し水
て居たので、池田の便宜をよこす行却して居
ると云ふ事を告知認識させる為であります。

浦和地方法務局

此の時、池田は「ソックスは君に返すのにならねば
知を、東京の公団が間違え掛りしたのでから
公団の鈴木と云ふ人に話して引取りまいこと教へ
てやる。記憶があります。

二、此の夜私と大塚が池田の案内で水戸川上支店
に行き、大塚三人で幾万円の費用取つたと思
ひますか。池田が支拂いする。

古川夏津夫

録し讀みかけたところ相違ないお申立て署名し指印した

古川夏津夫

於火事市並、等署

浦和地方法務局

檢察官 檢事 岡 寛 貞

右は謄本である

昭和二十五年二月一日

浦和地方検察廳

檢察事務官

安物

三芳

卷四十一

浦和地方検察廳

海 22

第三回供述調書

本籍

住所

職業

女史

氏名

古谷多津夫

當 歲

右の者に對する

收 録

被疑事件につき昭和二十四年

一月三十八日東京高等検察廳に於て行ふ取調に於て拒むことが出来る旨を告げて取調べたところ被疑者は任意左の通り供述した

一 最初からは申さず、先ず現量に付ては
申さずと目的の詳しい事はよく見えて居
りませうか
二月に上りた私の家で

現量土着系

と

三月下旬に池田方面

現量式系系

四月下旬に

現量式系系

九月下旬に

現量式系系

池田方面の交取した事があり

その他国の食料に良くと記憶はあり

七月下旬に川口支店

現量式系系

九月下旬に船

浦和地方檢察廳

現金を差引する

池田からの受取ったものありますか成の二口
は料理店への支拂代と書かして受取り
多々際支拂に費した

初めに申しつけた四口は貸借名義であ
りますか其所に何の事もなく
強行はありませんでした。貸借名義
と云つて借用簿に入れただけの事
は
収賄罪にはなるともいふ事
念のため
形を整へたものがあります。

二
と書かして取られた趣旨に付て申しあげますと
私に昭和三年三月十日の事があるが
地方経済調査会 経済調査員として

河 河やゑのふし保乃 物其の摘若は冬
 11月のと。 采中弘法寺の山中工物の
 保策の蛇菜天竺の平は初わ
 かありまのした如か平は海の平初わ
 平から池田産地とふふ者か松の家
 平ねて平を摘若物其の平保者て
 あらうしと松に便宜と取計つて其
 不様に話をしたい様子ひいたが松は
 拒絶しました如 六七回熱心に自由
 を初むすむのを松も保真中の如
 下りの半だ松にあげて話をやきました
 池田の三々小は自由は天竺~~連~~摘若大
 た平の平の保婚者の兄をあらて且平
 二一

一 河内ゆゑのふし保乃物其具の摘若に参
 りしものも、采中弘法寺の舟山五物り
 保策の蛇第天竺に中其と摘若したる
 のありしものも、如か平は舟の舟初わ
 たらから池田産地と云ふ者の私の衆に
 尋ねて採りて摘若物其具の平保者にて
 あらうしと、私に便言と取新しそ其
 小様に話したる様子ひしと、私に
 拒絶しよと、たぬ、六七回熱心に自中
 を初めするもの、私中保其具の如し
 下りの半だ衆にあげて話さし、まゝした
 池田の舟山は自中は天竺に採りて
 た、舟山の採若者の兄であつて、且、舟

こゝに

浦和地方檢察廳

本にははる書を貸しとあつて而も平本
 の天竺は人から書を借りて貸したむ
 のひあつかり着し統制係格で貸しと
 けられは池田自身も貸し金の圓收に
 付て大きな支障を来し又同日に香
 津彌重と安等には摘出されたフロッ
 生地は自身の針ありとあるので三も
 統制係格で貸しとけられは大きな
 損失を来すからむしある事
 今から返す様にと計つてあるにそ
 の他預金の処分に付るも貸し金の
 遣が得られるものならあるに
 三小話のありました

空の舟は後諭して帰りましたか、二三回
 足を運ぶにたい二月の初めあたりだと思ひます。
 か池田が私の如く来ると云ふ万端の
 旨はあつたから申し替ふの事だつたら
 申さして下さると申しお替はつて来た
 のか先に申したに及ばぬの現れを
 へあります。

私の氣持は機務と申す事なら池
 田の事おれと叶へそやらふと思つたので
 あります。

好むら多取つた旨の時中然るる小氣
 持ひあります。たひすからつ口ツリ生れ
 か池田に及らた時中その子供達としては

川子

浦和地方檢察廳

公平な保費解除の子供でありま
 したか 大聖調査委員と同様に池田の
 母に於て口口口と保費を居た委員
 任者 檀心移と池田の母に呼ばれて
 知て顔来生を檀心に出さしめたりも私
 が池田に好意を持つて仕事を進めて
 居るのと云ふ事と紙に認めて居る
 一つの事 ~~は~~ 取つたわけでは
 ないのであるが、葛西支所長と云う下
 向の方と関係のいつみや池田に招
 介しその目次を済水園で三人で夕
 集を共にし摘書した事、平井支所の天
 竺を池田に拂出す事についてある一

く使役を計つて或る名に皆高西に之つ
た事がありませす。

三

尚三斗の天竺を校長に取する其日
池田が摘書された天竺は中書に付て

新然した報告書面が世に之を御して

みると其書に付ては善道現形を十八

ヤール十路過したるヤールありわ

に付ては善道現形三斗時其名を也

十二時ある事か新つたから十路過を切落

し中書其共現形を付ては清

り也たかとうかと申しませすのそ

係り又道へ校長にその取るそり

とやその由自分は知らんと申しませす



浦和地方檢察廳

たか 新か新固とて拒るにせしに言ふ
に余類と持たした事は甘あつたと思ひ
責任と集むる居ります。

に

結論 さらまゝと接受したる重名飲
食等は池田とては私の職務に付て
係るを針を刺す或いは趣旨で提供
し私の職務は私の職務に付て池田に
係るをなすは反対吟符の意味で交
取つたをあります。

上

この書は某の言お通り「高自擧」の取の
刃達への仕送り等の生活費旅費等の
強ひた下への馳走等にはなし詳しく
書つてアツたか、何回物等の摘査

の欠性に際しては、終身から一文の重中出さず
 和の自勝をきつて部下を沾したる可申
 し、漆へまゝの思ひます。

六、池田から提供された飲食物名に付いては
 既述の如く、お茶の類に池田の申す通り
 だと思ひます。お茶についてはお茶の類に
 古名を多律一夫

たつ事と想ひます。お茶の類に池田の申す通り
 だと思ひます。お茶の類についてはお茶の類に
 古名を多律一夫

御同白 松本高市のお茶の類
 御同白 松本高市のお茶の類

松本高市のお茶の類
 御同白 松本高市のお茶の類

21

付付... 付付... 付付... 付付...
 海防... 海防... 海防... 海防...
 檢察... 檢察... 檢察... 檢察...
 田

浦和地方檢察廳

28

加
四
三
三

供 述 調 書

住 居

産業復興公団遊休一課

職 業 公団取組員

氏 名

鈴木雄八

当三十九日

右の者昭和二十五年

一月三十日大倉市警署警察課に於て

検査員岡克典

に對し任意左の通り供述した

私は昭和三十四年七月当時産業復興公団取組員折角遊休
 中一課に勤務して居りましたが、東京管区経済調査
 系から公団に對して東管指五八〇号の一から四世の
 買取通知書を持つて行因の埼玉物産株式会社行因
 工場保管中のパンチ及び他の生地類五百九十五ヤールの
 四具取通知書が来りました。
 私の方では一応去先きの如く調査系の方には連絡し以上

二月二十八日は私が行田に行つて、物資を引取り、積込倉庫に入れました。

二、其の後に三日に亘つてと思ひますが、倉庫の才で検尺を致し、ない内は、埼玉調査予りの古谷調査官が公団に見えて、課長代理の伊東に向ひ、先日鈴木が引取る行つた物資の中には正当な保存分かつブロック生地五百九十四ヤールとして、含まれて居るから、それを通つして世間いぬいと云つてまゐりました。

私の方は其の古谷の言に随つて計算をしてみますと、買取通知書記載の分は、合計五百九十五ヤールでありまして、現実の引取分が千六十二ヤールで古谷の云ふ通還分が、五百九十四ヤールにすぎずから、其の分が通還になるとすると、四百六十八ヤールが残らぬ事になり、通帳記載の五百九十五ヤールより七百二十ヤール不足分が去る事になるので、疑念を持つ

浦和地方檢察廳

二、古右の丁に連絡すると其は八月十一日古右の丁には
随つてフロウク生也、五百九十四ヤール分を私が行田迄
返しに行きました。

三、 処が村の方では金細知らずいから受取り、私く想いと
云ふのが非常には笑しいと思ひました。が正確を期する
為め再び東京に持帰りました。

すると暫くして、又古右調査官が来て、早く返し
くみ、申したかがあります。 びすがら私の方は監督
官や、ある調査官の方の指令でもあるが、まだ
ご当の手續きを完了しないま帰宅物件去年の
手續きに致しまして、八月二十九日引取に来た村の
君に引取して取りました。

四、 斯うなつた事で東京の公団に地才の調査官が来

いりあることは珍らしい事でありませう。
 申し候申し候が八月二十四日附で 梓の秋より埼玉地
 方経済調査会長の訂する題 本書と題する書
 面が埼玉地方経済調査会より私に付して郵送され
 て来ました。

其の内容は諒解は苦しむのですが、思は再々面より
 すれば先に申上げの数量の不足に付する正当性を
 裏付ける頼ま書の意味がある様ですが何の意
 味があるか解りません。

誠に可笑しいと思ひますが設計の封筒に送つて
 来たので多量の信用して下さる事。

不 確

今更なる様ありて設計の封筒に送つて来た

浦和地方檢察廳

リヤのトモに現れ居る石印一と云

吉岡

松本大志市以迄の調査

海軍省の松本

松本及松本 尾石 吉岡

松本の務員 春日井 市

このは松本

松本 松本

海軍省の松本

松本の務員 春日井 市

本籍 埼玉縣北埼玉郡騎西町一三〇番地
住居 埼玉縣行田市大字行田二七三番地

織造フワーカー

池田 喜助

当三十八年

池田 喜助 贈与 手帳
番号 係 番号 係

此の業務上 横領被疑者
覚し長もである

所在地におき 織造フワーカー

三十五年十二月二十七日 周敷

賣の目的を以て 不正に所得中の 天竺生地 四十五卷

フワーカー地 十七卷 価格 八九三・一〇 取相當を 埼玉地方

経済調査所に 摘発され 物資は 公定価格の 九割引 買上

大宮市 警察署

本籍 埼玉縣北埼玉郡騎西町一三〇番地

住居 埼玉縣行田市大字行田二七五番地

織造ブローカー 池田 喜助

当三十二年

第一犯罪覚悟の始末

司法警察官警部補保坂神雄の業務上横領被疑者

石川十四(右取)親(右)際覚悟したものである

第二犯罪事実

被疑者池田喜助は自署住居地におりて織造ブローカー

を営み居るものであるが昭和三十二年五月二十七日周知

費の目的を以て不正に保管中の天竺生地四十五卷

フクロ生地十七卷価格八九三、一〇〇を相當を埼玉地方

経済調査所に摘発され物資は公定価格の九割引買上

下代金は十ヶ年并置公債拂の処分を受け物価統制令
 違反として立件される運命に晒されたので之が事件
 も又消し捨棄物資の返還を受けんと企図し本指
 定物資の担当者責任者であつた
 埼玉地方経済調査行

資政第一部長

吉 谷 多 津 夫

高 田 十 四 年

に 対

(一) 昭和二十四年二月四日吉谷自定にあつて

現金 五万圓也の

郵路に貸借名義により供與し

(二) 昭和二十四年二月下旬頃

池田市大森町一、一八八番地

料亭 川上支店 川上とよ

方におつて

当二十九年

一万糸 相当り

酒食の製造を爲し

(三) 昭和二十四年三月中旬頃古兵衛におつて

力安餅 三升 五・糸相当

の贈答を造つし

(四) 昭和二十四年三月二十日頃、被疑者宅におつて

現金二万糸也の

贈答を貸借名義に造つし

(五) 昭和二十四年四月中旬頃

前記熊本市神幸川上支店におつて

一万糸相当の

酒食の製造を爲し

大宮市警察署

(3) 昭和二十四年五月三日付 東京府自定におり

現金五万円の

贈答を貸借名義にて送贈し

菓子折 一箱 五〇〇〇円相当の

贈答を送贈し

(7) 昭和二十四年五月末頃

前住地 西宮市の料亭 川上支店におり

一万円相当の

酒食の贈答を為し

(11) 昭和二十四年六月上旬頃 西宮市におり

菓子折 一箱 三〇〇〇円相当の

贈答を送贈し

(12) 昭和二十四年六月中旬頃 西宮市自定におり

菓子折 一箱 八〇〇〇円相当の

二〇二五〇

賄賂を供さし

(イ) 昭和三十一年七月十日頃

前記旭市市の柳亭川と支店におつて

一万余圓當り

酒食の饗應を爲し

現金一万余圓の

賄賂を供さし

(ロ) 昭和三十一年七月下旬頃所若自宅におつて

ウイスキー一三瓶 一、四五・五圓當り

賄賂を供さし

(ハ) 昭和三十一年八月下旬頃

旭市市大倉町五丁目五番五番地

柳理活福助事 岡部 善

高田十郎

昭和三十一年

二 大 官 下 警 察 署

方におつそ

一万系 同僚の

酒食の御食進を為し

由昭和二十四年九月下旬頃迄若くは自定におつそ

現金 三万系也の

贈賄を貸借名義によつて供與つし

由昭和二十四年九月中旬頃

熊本市大宮支店等々ニ由り也

料理所 母事

高橋 志人

当五丁一丁目

方におつそ

現金 一万円也の

贈賄を供與つし

(実)昭和三十四年九月下旬頃

前記熊本市の押寄下川上五法におりて

一万糸相寄の

酒食の飲食と爲し

金せり現金

十四万円

物品

七千五百円

酒食費

六万円

合計二十五万九千五百円

贈物を供與し、納税物資の返還、数量変更の整

理を爲すため、四二、七、五五の糸相寄の便宜供與

を多しある外、先程先送除の便宜供與を多し

あるのである

第三部 四州條

贈物部

刑法第一九八條

大宮市警察署

第四 犯罪の情状

被疑者池田喜助は常習的組織が「カー」に
 物価統制令違反として処刑を多量に事あり経済
 統制の裏を平然と濶歩し薄皮に甘んずる公務
 員の模倣を巧みに促之る犯を教りしごと
 使直供出を多量に事ある悪質犯である

一
号

供 述 調 書

本 籍

北埼玉郡新面分大字新西一、三、四番地

住 居

行田市行田新街二又三番地

被服加工清員兼

池田 嘉 助

年 月 日生

當 年 年

右者に對する 贈 贈

被疑事件につき昭和三十五年一月一日

大宮市警察署に於て司法警察員 池田嘉助はあらかじめ供述を

拒むことができざる旨をつけて取調べたところ被疑者は任意左の通り

供述した

私 池田嘉助 池田嘉助

大宮市警察署

ます

二、公取職員等の関係はありませぬ

三、任記勲章、恩賜年、念書はありませぬ

四、前神宮の地の処分名簿はありませぬ

五、学校は中学二年、修了でありませぬ

六、家族は

妻、あか子

外六人、都合八人暮りでありませぬ

又、財産は

家屋二棟、延四十坪、位

の外家財産は位のものがありませぬ

二、三、四、五、六

八

私は住居地で被服加工清員業に従事し、
居ります。仕事の内容は衣類の縫製等の依頼を
受け之を下請け工場へ送り、賃金を得て
生計をたて、居ります。外に此の間接取調
を受けません。此様に

大宮市産業復興会

代行店 千代田屋

石川 十四 女

のいし園物業を購買し、之を販売し
たことありませぬ。今では統制除外になつ
た被服品が居りますので、其の採りものを取扱つ
て居ります。

九

私共は、仲介業に従事し、
終身調査所の方と密に連絡し、

大宮市警察署

此等にて申し及下あり
 其高部の人々を以ては
 一昨昭和三十三年一月二十六日吹流の姉、ち
 よりの許婚である
 市田市恩持田島地不詳
 此社員 岡本弘治
 高部三十一号
 の経済調査計の
 七名が調査員
 外一名の人等には
 市田市内行向
 足尾製錬所 東山電機
 方に移して置かざらば
 昭和三十一年一月二十六日
 岡本弘治

を摘発された。以上を以ての品物は私に属する
 に差を付して買つたものであり、法務省の
 事件にそれ品物を摘発された上、罰金等でも
 取られざるに済む見込みで責任を買つてやら
 せられたらならぬ。いづれにせよ、勘弁して貰ふを
 願ふ。おとと思ふ。おれを尋ねられと。おれが
 十分何処に犯人で、病室のかゆからなかつた
 妙、當時の同僚、金子正義から後部を
 知らぬ。

昭和二十一年四月五日の東京新聞に病室が
 らうと思つて、前部
 大宮市一帯を
 のちおれのおれおれおれおれおれおれおれおれ
 年次 島村松太郎

大宮市警察署

一週同様に仕事に専らして罰金でも取ら

ねとは思ひ又様子を伺うに思ふねま。此処

品物だけは致し方ないが罰金の方は起訴に

あらず。様に協力して見なからという御言

を承て頂げら。致す。長

其の時は是非はあつたのです。が事件。中をけし

思つてお義も用意しては行きます。で、長

二、

其の夜三月五日 高野さん 七島さん

公園の葛西さん 高野さん 七島さん

の三で遊ぶ物賣りの引取りにまゝ品物を持た

て行きます。此後

多分三月十日頃。ゆけり七島さんの

家を尋ねます。品物をとらぬに意図はなしに
河合の奥、千代田屋と取引が。大宮市警察署

が、おれと思ひおれを—
 葛西に渡り、をりける中代田屋へおれを—
 品物がなごえあるのだから、おれを—
 こと、様に工作—と見たり、何うだう—
 おれを—おれの時—
 中へおれを—おれの—
 おれを—おれの—
 のおれを—おれの—
 今度もおれを—おれの—
 をおれする様おれを—おれの—
 おれを—おれの—
 とおれを—おれの—
 おれを—おれの—
 おれの後—おれの—

三月二十五日

現金二万円

七角五分の現金を古物屋の主人より取り
古物屋の主人に手渡しししす。

其の時二万円の借入証を貰ひておれす。
その金を世帯に帰す。

三月二十五日
其後五月五日頃には古物屋の主人に

おぼろげに覚えをたずねる。

古物屋の主人は「検査はなにも事な

か私の家へ来たかと又五月十日頃には

おれをたずねる。

手探しの事だけいものらほらうと

おぼろげに覚えをたずねる。

現金二万円

りたつたので大いにお世話になりましたと思ひ其の終
 河延(四遊)の地か意ゆきけり有りますので多々分給
 共一に化舞うて居ると思ひます又良く探
 し居し 有り由あります。此ら御座り候
 します。

其後十月十日迄のつたかお其のから一寸お話
 し居る事がありますから十日迄のちか日は之れ
 中。此の年及の時代大宮歌本は之れ
 病を患ふ水たのいかに。諸書が之れ有り。此の
 書當時大宮にて有り。此の事申にならぬと
 いう事。是れ新聞で見えし知る。病りませ。此の
 古歌のよにやうに余がぼれ。古歌のよに
 下調にされる平係工自易に造る。之れ
 の心は之れかと思ひ定刻大宮歌へ行くら

大宮市警察署

一 其は成多々 命は所、標に 一を 序う 事
 のを 取 以 事 固 小 命 之 是 序 事
 逆 日 弁 助 (印)

取 取 流 用 中 此 事 之 事 在 中 事
 署 長 標 印 一 事
 印 白 事
 大 官 市 長 事 印
 司 法 官 事 員
 警 部 補 保 政 務 小 班 (印)

大 官 市 警 察 署

二
号

供
述
調
書

住
所

行田市大年所百六十七番地

被服加工業

金子 春義

當三十三 年

右の者昭和二十五年一月十七日大宮市警察署に於て司法警察員 齋藤 経次郎 氏に對し任意左の通り供述した

一 私は今申しあげた金子春義はねえおれは知りません

二 私は今申しあげた金子春義はねえおれは知りません

三 私は今申しあげた金子春義はねえおれは知りません

大宮市警察署

係にありた衣類及印字機池田忠助氏

との関係については知るべきを中上げあり

三 池田忠助は騎面所の人で終戦後行田市

内は高田町との事である様になつた人で

自分の妹忠助が行田市大塚町

織姫の伊倉孝幸半田源次郎

忠助は縁ついで縁の關係でこの半田忠助

とやけり左内村 高野留吉氏

と御念ふとて御祈

半田忠助が 百市子

池田忠助が 三十分子

定跡金が二十万

といふ程に新築を共同で買いかへる事始め
 めに探してあるが、たか今では池田とては遂
 最近 住宅を約五十万程かけ一戸
 を構へ 甚その他に建物や型自動車太田
 等を多分所方買かへて買多けり等 何か
 のお返しを伴う程を少し半回して元
 おおあつたので、この間会社でおお儲
 けと云ふ程が多かた 跡金は余りばつと
 しあつた。大いあつたといふ事
 此はこの池田とては土地の人でもありませぬし
 たる。池田とてはかこん高きをやく程にあつ
 てから多分一所 昭和三十三年九月十日
 頃だつたが、何うか記憶があるか

大宮市警察署

二 一 丁 警 察 三

其の経済的調子から行田市大正街道

埼玉県市橋本(一)社下現

在 燧 海子工所(一)小浮物工所を部を

一 たり 其の(一)海子色依頼を(一)する

約十人 許りの業者が橋登られたのでか

其の 池田半田氏等が依頼してをい

フコウ地(原物)新貯の土地

三十七ヤ(一)の三十七

を同様橋登られたのであり、多分がこの土地

は私が或る人の報告したものが半田、池田氏

等の手に入つたもので自分らも橋登され

ては、あるに、を(一)たり、小浮物、橋をい

其の後、約半(一)位、終つたかと思はれる、著し

押つたのは池田さんには教えたが経済的を
 片の古本を二冊と先生の事を指して書くとおな
 いかとの事で浦和の武蔵野駅へあつた統
 治館を片手に龍江が出入りかと思つた
 ころ居るが先生を向かい合ふ人が出た
 来る一冊を先生の古本と先生の事をわづら
 せられた大石の場所には知る事があるが
 何となくを忘れたか先生先生の事を教
 へて貰う事があるが先生が先生先生の事を
 わづらかたは先生から先生へ先生先生
 とおつたので先生の引越して行く場所
 を場所より先生先生先生先生先生
 先生先生先生先生先生先生先生先生先生
 先生先生先生先生先生先生先生先生先生
 先生先生先生先生先生先生先生先生先生

大石市警察署

二五丁 警 察 員

七

ところが私は道路で待つて居る中、たかまは
 家に大急ぎの所へ急いで来た。たかまは
 二丁の所へ、現重約三丁半位と思はれ
 る。たかまを丁よりの指針、この所へたかま
 日は白木さん、たかまの近よりの地帯、たかま
 まであり、たかま
 電車の一日は送る。又たかまの三輪車に
 乗内、たかまの所へたかまの留守に
 ったかまの所へたかまの所へたかまの所へ
 目的、たかまの所へたかまの所へたかまの所へ
 の所へたかまの所へたかまの所へたかまの所へ
 したとたかまの所へたかまの所へたかまの所へ
 電車で池田さん、たかまの所へたかまの所へ

二丁半

ちやうど^第半^第にして世間の品物は返^一の世より
 押^いあつたと^いわつたを^い言^をて^言う^ませ^ん
 この品物は世間^のは又^又割^に流^れた^のと
 思^いま^うが^あま^のの^の細^でや^しの^日並^る年
 一^と言^うか^らん^から^い同^十方^年多^分の^の価^値が
 あ^つた^と思^いま^う
 ハ、
 池^は多^ク分^に行^同市^池邊^が各^々に^各品^の消^費的^を
 行^をて^て橋^をた^とた^とた^と思^いま^うか^ら多^ク
 か^ら昨^年の^の頃^にと^存し^まう、^也な^らう
 池^の目^のの^の特^の新^の始^めに^ある^全社^の員^の集^合
 弘^治さん^が甚^のり^の橋^をた^とた^とた^と思^いま^う行^同
 市^池邊^の行^同市^池邊^の本^工場⁽製^服工^場⁾
 へ^移り^て思^いま^う

天^正三^十五^年中^野村^の記^事

下^野村^の記^事

二 丁 警 察 署

かあり等々

之は池田氏が古谷さんとの成金は送金し

たのでうか之は勤業に専らなかつたのであり

之は之は勤業に専らなかつたのであり

と一語にやうたしつたからといふ物はあり

いゝ等々等々

此一古谷さんとはお方かりませをいゝる物

でうかう同月の中頃おつたが新りは堂之

てうかうおらんが池田さんかう一寸自初身

を代りてくたないかと致しなす

たのでおらん代りてくたないかと致しなす

その代りてくたないかと致しなす

たこのおらんかり等々たら池田さんは別に電

車を出掛け

半日バスと古谷さん

の二人を午後九時頃自動車に乗せて第一
バスに送るやうなので、私がこの時半日バス
の乗り方を知らず、古谷さんへ「これから二
人乗るといふことになった」といふので、

10 乗せてくれたこと、御意の御同様に、

からと、降ると来たので、其の時多分、
二階建てのバスに乗るが、文藝部
のバスに乗るが、古谷さん、乗るバス
が、古谷さんと乗るが、其の時多分、
したが、朝泊を泊るため、私のバスを
乗るが、

11 この時のあつちが、後の記憶は、

て、先月、国々、バスが、経済部を、

12

二 三 宮 司 警 察 署
答ふんた 天竺 五十反 を池田さんの報告

水に文斬一とやうなるかあるのでもか池田
さんから五反地を文斬するんたから裁断
機を以て一と書くと云はれたのでうかおは未
だこの電報を文斬機を買った許うたを
一と文斬一とわかんると困るから自分かや
つてやるといふので

三 尺 中 の 五 五

を五十反全部五尺中にお斬一とやりまし
このお池田さんの話では毎日経済的を片
で遠反物地を五尺中より五尺中より五尺
初を片で五尺中より五尺中より五尺中より
五尺中より五尺中より五尺中より五尺中より
切った一尺中より五尺中の五尺中より

の天竺は其の境池田之が所又か一持る
 かは此類の二匹中の方は翌日執務所
 を其の右谷と外に類の知らない三人の
 と御免三人大型レウウを携る事元山
 工場から運こひかりありん
 この時来た方の三匹は多分千代目尾の人
 たりたと思ひます

一三

田村三ノ君は池田さんから千代目しのを買
 いに大石を運 仔くのたから三輪車に是非
 行つていんないかと頼まれ私は抱いから行
 かぬないと思つたがどうか是非と云はれ
 をなく池田さんに乗せ大石が足踏
 踏系は行たのりなれ私は郵便局
 の傍で待つて居たのでどうか是非と云い

二ノ三ノ四ノ五ノ六ノ七ノ八ノ九ノ十

二 本官 警察署 署長

から君の知事をしていふと云ふといふの
 社の名を二千五百円の輸送の物
 書き世にひきかきかきから品物を
 社の車に乗せたいといふか。この字は
 大抵一とやうな。天竺のものを
 したので。たかその明の山の金部
 二十一夜。たかその明の山の金部
 社名はたかその明の山の金部
 社名はたかその明の山の金部
 の社名はたかその明の山の金部
 社名はたかその明の山の金部
 はたかその明の山の金部

金子 友 美



如録
中
指印
七

大石市警察署

司法警察員

警部補
保坂
静雄

大石市警察署

中六回 借込 訓書

住所 行田市新所二七三番地

被服加工 佐野 豊

池田 七代 助

昭和三十一年

右の者 昭和三十二年十月十九日大正市警察署長に

お伺い 警察署長 警察部補保課 静塚 誠一

左の事 借込 七

一、 昭和三十二年十月十九日池田 七代 助に

お伺い

二、 先白 経済的 方面の 先生 先生との 関係 について

お伺い 先生 先生が 先生 先生に 金を 貸して くれ

たか 先生 先生が 先生 先生に 金を 貸して くれ

たか 先生 先生が 先生 先生に 金を 貸して くれ

大正市警察署

二五丁 警 察 署

私の送呈した銀行の借入金を持て来り
たからい部への提出額を
この時提出し候

借用金 二五

三 其後の三万五千の借入金は
化新の二見つかうまじいので
せんじい

四 中一回の三月は多分
に来たとり金の入用があるか
二五

代りて送呈し候かとお尋ね
たので、お尋ねした通り
か妹の新始者なりた同
年、弘明は金を

たより、お尋ねした通り
か妹の新始者なりた同
年、弘明は金を

出た買つた品物たつたのでうかそんなる
 しあう後又おやすをかりかたけは橋登
 てしよれは太変と思ひ金でし出さ送りは
 大目に見てせよ之るし又あめ候もそしは
 副高七官をやこ居る事たのこ之を出さ
 たいししよつた掛紙も居るたので候所
 橋登さすのかん知れ候と思ひ送りは
 二つ出さ候所たのこ
 其の候は二回共斯うした候を金を出さ
 居る事かしようをいふ来日づし弱味を
 つり正され候事とあふ御意をしよあとの
 こそその御意出さる候事候にありま
 した

大
 先白しや上げ事一た候にお年以假一人
 大官町警察署

即日

大正市警察署

三田警察署

警部補 佐野 静 夫

大正市警察署

辯解録取書

住居

行田市新所ニ七三番地

被疑者 加藤 貞孝

被疑者

加藤 貞孝

當三十八年

本職は昭和三十八年一月十九日午後九時十分頃大宮市警察署

に於て右の者に對し犯罪事實の要旨及び辯護人を選任するこ

とができる旨を示げた上辯解の機會を與えたところ左の通り

供述した

一、 加藤 貞孝 氏に於ては、本職より、犯罪事實の要旨及び辯護人を選任する旨を述べた上、辯解の機會を與えたところ左の通り述べた。

大宮市警察署

二、私は先づ何れも此の職に就く者の仲介をやる
 べき事と考へて、先づ此の職に就く者の仲介をやる
 事の爲めに金をやる事と考へて、先づ此の職に就く
 者の仲介をやる事と考へて、先づ此の職に就く者の
 仲介をやる事と考へて、先づ此の職に就く者の

池田 俊助 (印)

右の如く係りの職に就く者の仲介をやる事と考へて、先づ
 此の職に就く者の仲介をやる事と考へて、先づ此の職に就く
 者の仲介をやる事と考へて、先づ此の職に就く者の

即日

大宮市警察署長

三、此の職に就く者の

大宮市警察署長 (印)
 三、此の職に就く者の

一
号

中
七
月
供
述
調
書

本
籍
住
居

山形県山形市
山形市大六町
二七三番地

山形県山形市
山形市大六町
二七三番地

昭和二十八年八月十日 日生

當
三
十
八
年

右者に對する

贈
賄

被疑事件につき昭和二十八年一月三日

大宮市警察署に於て司法警察員

牛
橋

はあらかじめ供述を

拒むことができない旨をつけて取調べたところ被疑者は任意左の通り

供述した

山形県山形市大六町二七三番地

大宮市警察署

二ノ官 寸 舊 箋 集

今昔をいふに 爲る者にあらずが私の
休るの暇を妨る物も 此の世に 此の世に
中一 浮長 古名 多 津 夫 志 には 借 貸 金 名
儀 金 名 贈 った 所 知 多 し 七 十 品 物
を 贈 った 私の 休るの 上 に 多 大 の 便 宜 を
圖 った 世 日 った 所 がある 多 大 の 便 宜 を
中 上 げ あり

三

是 水 江 昭 和 三 十 三 年 十 月 二 十 七 日 と 記 憶 して 居
り あり が 私が 金 名 出 して 姓 の 音 名 である
か 田 市 播 田 の 金 社 皇 國 年 弘 治 (三十一才)
は 是 れ せ 道 いた

工心 藍色 天竺

中 回 十 三 時

長 回 十 八 時

しの回十五巻を不仕物以之とて古谷洞
 を在に持登され私が主命で善相之られ
 たるありしがこの外私は天竺を習った
 はかるといふは少しよく習へてなかつたもの
 不子から古谷さんの復問に對し只は三才
 ヤーにしの回十五巻とて巻之と違いたのを
 ありたり

之れと同じ日に私が同業者である

行田市 本年の

金子 善義 さんより

買受け 何と云ふ事 行田を助之は花

大宮市 警察署

二 丁 第 三

係争中の 里色フ口ウチ地

中 三十三町

長 三十四町の

十七番地を

同じく河さきの番地と同一地を認められその

得番地と同一地を認められその

番地と同一地

天正はあきのあつじ

廿六、六〇〇年である

フ口フ口は三三、一、廿〇〇年である

八九三、一〇〇年であるこの物地は

て不毛保有物地として橋登と認められ

てあり公に抽換の処所引を認められ

其の金額は十ヶ年未経過の公債に

と云ふ証しを尋ねる事になり、私は右証しの
 同計算の約一五并位で、二三上げると二
 此計の甚の上大なり、計算の取らうとの
 計であらう事になり、約五十分并位の計物
 かと、指さるゝか、甚の上計算をどう
 小たんに、どうし、ならんと思ひ、思案に
 二、三、年、たか、自分の死後問題の、あ
 り、此、已、を、保、つ、此、諸、的、の、士、名、を
 せ、計、算、の、橋、登、を、れ、た、物、物、を、返、し、て
 計、算、を、い、と、決、心、し、士、名、の、自、を、探
 じ、過、つ、た、と、い、う、事、が、下、計、算、の、大、官、市、の
 二、三、年、の、あ、り、と、い、う、事、が、知、り、た、の、で、五、の
 日、の、あ、り、と、い、う、事、が、士、名、の、自、を、探、し、
 橋、登、を、れ、た、か、計、算、の、計、算、を、い、と、決、心、し、

大官市警察署

二二五二一三

御一書

とまを帰らぬの事あり

ハ

私し古谷さんへの自を敬ふ行向しその御
 友、御おつけらふたの事ありお念、座敷
 之上より近み、話す機会に恵りよすたの事
 あり、お話をよくし、此の機会を伺つて居る
 事、おれがそれから、近う住たつた日、おれ
 の母、十三日、大阪市内の早見と言ふ
 菓子屋で、羊かんの折、お話を六、七、八、九
 と、渡い年、お話をし、古谷さんへの自を
 敬ふ、御一書、御登物、おれの話、御一書を
 古谷さんへ、おれの話、御登、おれの話、御一書
 は、おれが、おれの話、おれの話、御一書、御一書
 御一書、御一書、御一書、御一書、御一書、御一書

且

へいやないといふこと著子所を返すべしとの
 べし著子所を指すかへと先礼にあらうと
 かと思ひておれが反直金の十方并に持つ
 と行けば多額とていふべしといふかといふべし
 給ふ事とのべし其の日は著子所を返すべし
 帰つたのべしありあり
 私の金と指すべしといふとさうも持たう
 たのべしおれとて多下ふなかつたおれ
 せんかおれとていふべしおれとていふべし
 けちといふべしおれとていふべし
 事とていふべしおれとていふべし
 事とていふべしおれとていふべし
 と思ひて其のべしといふべしおれとていふべし
 と思ひて其のべしといふべしおれとていふべし

大官市警察署

と言え 帰るたのて あり 多きが 和し ありて 橋
 燈物 燈の 返却し 半は 成功し たら と思ひ
 現金 がある せし したの 姓の 音の 国
 あり 二 万 千 を 借り 和の 年 指金 三 万 千
 と 合せし 五 万 千 といふ 其の 翌日の 夕方 古
 谷 さん の お宅 を お伺い 致し 一 万 千 ほど 中
 五 万 千 ほど あり 紙 に 包み
 少 ない といふ 借り あり
 と言ふ 古 谷 さん に 年 後 致し せむ
 あり 古 谷 さん は 利息 を つけて 翌年 の 二
 月 迄 に 返す から と あり 領 収 書 を 書い
 て くれ たり しが 和は 最初 から 返 済 を 受
 け ず と言ふ 事 あり 持 込 金 に 依り 差 引 け
 る こと あり 返 済 た の こと あり 何ん じ

大宮市警察署

橋登さんとは、さきほどは三ツヤルと報告し
てありましたが、吉谷さんには

実は橋登さんとは天竺は同十ハヤルかと
言われるを聞かされたんて、それが報告し

した通り、三ツヤルに切ったお返しとしてい
てしようかと、とカウツクさんと吉谷さんには

おあ、お年々、やろをくんたなあ、
と、サハハ、おの、おれ、おれ、おれ、おれ、

物を、よき、おれ、おれ、おれ、おれ、
おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、

おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、
おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、

おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、
おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、

おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、
おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、

この書類

見つからぬ 押二年にやをせけ
 と云ふ事十たのい 我し 且方年か陸了
 物をあつたと思ひ 天皇を全部橋登
 された時の次で 指すかかあまると者
 時の(公)丸新引の三千円位で買上げ
 といふは新ふしのを 甚に貧乏のお蔭で
 切落した天皇位にたりしお時の価値に二
 約三〇六、一〇〇円位になりお一たので
 我しはは甚に貧乏に買上げお一たは力
 年を差引いたしお 三〇一、一〇〇円儲
 かつたのでありませう

七

お中へお答へさんの言はれは尋ねず
 下向に公園より天皇を知りしお
 たかこのお中へ 甚々其切落したのを

お返し致しなすは、あつたが私とては、何と
 して公国へ持てかかれん天竺を返して
 世にたいと思ひ、七毛付の信にせしめ
 何とかうせんか法はないのかと思ひ、おれは
 先之、外に三月下旬頃、古谷とんと大野
 朝とんが私共之等、おれは、おれは、下
 上、何と来たと思ひ、おれを

いかに古谷の朝とん

山と支店に

山内朝一酒肴を以、朝とん、おれ
 は、何とて先づ、持てかかれん天竺
 は、何とて返して、世にたいと思ひ、
 うか、と、おれ、おれ、おれ、おれ、
 古谷とんと、大野朝一、公国、物、おれ

山内朝一酒肴を以、朝とん、おれ

二 大塚正 豊 稟 具

を扱ふ千代田元と云ふ小代か名があるか
 うことうあるとねほ一と見るとねあ
 千代田元と高田元とから取引したううを
 したとあるからよから取引取之す千代田
 元と公園の高田元と云ふのと云う一か
 見たらよいかうか
 借し料を且と高田元や千代田元のと一
 取を二と云うから
 と云ふ小代元と云ふのと云ふのは山と云ふ
 勤定的に一高田元を私が互に、お前
 小代元と云ふとありませ
 小代元と云ふと高田元と云ふと公園
 一か、千代田元と云ふと高田元と云ふと
 一か、千代田元と云ふと高田元と云ふと

送りの事

二 下 野 田 署 長

二 北は野田の川中河川に思ひますが古谷の

んが私共へ送る事なると又北野田市

の料亭川と支店へは管内に於て

幸々この勘定へも子位を私共が

年々私共が古谷を料亭へは管内に

の惣事なるとは橋登りなるとは

知理が来たりつと居る事なるとは

を何とて返して居る事なるとは

りあり

一 北は野田の川中河川に思ひます

んが私共へ送る事なると又北野田市

の料亭川と支店へは管内に於て

幸々この勘定へも子位を私共が

年々私共が古谷を料亭へは管内に

の惣事なるとは橋登りなるとは

知理が来たりつと居る事なるとは

を何とて返して居る事なるとは

予知館一其習習の夕才在答之の由在

へ伺い大空市内の象を葉子とす

木山が下中葉葉子の折取を六百円

と買取り之と其に二万五千をお返し致

しとある事あり

この時と在答之は御取返しを要つては

たが私に任人として收購せし引りからん

為の中法たといは返済を多りたる

へはありとある事あり

此は又ははり時を有し其頃と云ひありがた

答之んが私共へある事あり

い時各市の報者の上へ一葉内致し

し御取返し私共が此方から由らるるおた橋

を動物の世のつらさう一紙を以て致し致し

大空市警察署

と古谷のことは

あのフコウを犯しうをよやけは返してや

れのかし知らん

そのふであつたのよ古谷のこの頃味

たよや池の谷の中兵衛の整え

フネ奴を許して極悪のい知ま

フコウの返道に期待をかけたよあ

りあつたこの頃の勤定一介は信し松か

支那のことはあつた

一白
池は所がた月、その頃とあつたが古谷

ヤムが米が自由になつたよと聞か

はよま一たのよフコウのいけがあつたのよ

父の字より世を交けた白米一斗 (三十斤位)

をあげた一たのよあつたがよは

一白

とげたのであつた

一五
 治は昨年六月下旬頃 大宮市の泉屋甚子
 店より本宿にはつた年かしの折一冊を
 八百円で買取り 古谷さん名へは 挨拶
 伺ひし事あり

一六
 治はやはり昨年六月下旬頃 泉屋甚子
 店より生甚子一冊 八百円位を
 買取り 古谷さん名へは 挨拶伺ひし事
 あり

一七
 治はやはり昨年七月下旬頃 泉屋甚子
 店より生甚子一冊 八百円位を
 買取り 古谷さん名へは 挨拶伺ひし事
 あり

大宮市警察署

二 下 準 三

少し位とせよと云ふ事ありて私の指令せの全
金部を一五二年ありてなからう之を
金部は此の如くありてありあり

この時は約92%に書きたるんをわが
私はフ口を返して世に小年まで知ら
返し七位より返着を返す事あり

云々一は毛頭持て居る事ありて
たし現在し返着を返す事あり
治は昨年七月下旬と云ふ事あり

元と云ふ事あり
年々多額あり
茶色の筒に女にはたつたわいスキーを

木製の箱に入れし物ありて之を千回あり
箱に買取り

一八

九

古谷之流へは届り致しんておる事

白川野舟月司郎と思ひあふが古谷

之が私共へは多うおれんてはのどいびり谷の中

の料亭、物師へは案内致しんては

味の方を奴を呼んでは馳走致しんて

時の代金へは早金を私か支払へんて

流はやはり野舟月司郎と思ひあふが古

谷之んが私共へは多うおれんては

り代金へは世といふとやへは早金のどい

てしんては三分おお者のつらうを返して世

いふいふに金を俵へる。あつては其の向

反響が影がある事せんてはのど反心

反逆にならう古谷之んの内へは要は

ある金額に達しんてはのどいびり世の

大宮市警察署

二五丁 豊平区

野村吉信さん宛に宛を折中五万五千円をお振
り致したのではありませんか

二一
このお札の領収書を書いたのは野村吉信さん
の意図は折中五万五千円をお振りしたの
ではないかと昨午九月中旬頃と聞いていますか

野村吉信さんの折中五万五千円と野村吉信さん
より野村吉信さんが折中五万五千円と野村吉信さん
との関係がどうも野村吉信さんとの関係がどうも

野村吉信さんとの関係がどうも野村吉信さんとの
関係がどうも野村吉信さんとの関係がどうも野村吉信
さんとの関係がどうも野村吉信さんとの関係がどうも

野村吉信さんとの関係がどうも野村吉信さんとの
関係がどうも野村吉信さんとの関係がどうも野村吉信
さんとの関係がどうも野村吉信さんとの関係がどうも

野村吉信さんとの関係がどうも野村吉信さんとの
関係がどうも野村吉信さんとの関係がどうも野村吉信
さんとの関係がどうも野村吉信さんとの関係がどうも

帰ったとあるが

二二

治はやはり昨午に付た向物と思ひながら
古谷さんと大邸士と私共へ立寄り
お二人と私と日頃おれらるるたつと
かやあとの公園に引取らぬと此所
と云ふ事を考へて居るたの事
と云ふ事なれども古谷さんの
御意に依りてはどうかと思ひ古谷
さんにフコウの一件をおかす事
古谷さんは

あのフコウの思ひ違ふことなると
たが古谷の公園が同達つて居る
のたが古谷の公園の管束と
し保つてあるた場を深布士
のたが古谷の公園の管束と

大宮市警察署

二五二 三

多引取て来い引取てル人知山な
標に上年に改定し

と云ふことよきたつて私心急目的が成し
凡て成功しなると古谷さんと太郎さん
を以て各市の料亭川二支店（山崎
田崎）の知悉しこの時の代金一万
位を支取つたのでありあり

二二
五水で古谷さんの言ふた通り昨年十月
にフコウ生地を橋元さんと其の兄
の知で私の手に取つたのでありあり

二〇
以上中上がまーた標に古谷さんと其の兄
と水た物買を返して世におおに

現金 十回分
物買 七千五百